

**19施設に拡大！**

## 令和8年度 多摩市こども誰でも通園事業

「多摩市こども誰でも通園事業」とは？

子どもの育ちや子育て家庭への支援を強化するため、就労などの保育要件を問わず、幼稚園や保育所などに通園することができます。

◎同年代の子どもたちと触れ合うことで、家庭外での社会性やコミュニケーション能力を育む機会になります

◎充実した設備や、子どもとの関わり方・遊びの専門知識を持つ保育士などがいる環境で過ごすことで、「人」「もの」への興味・関心が広がるのが期待できます

◎具体的な子育ての相談やアドバイスも受けることもできます

☑保育所や幼稚園などに在籍していない乳幼児  
(0歳6カ月～満3歳未満)

**利用時間**1日8時間、月160時間の

☎1014314 ☑子ども・若者政策課 ☎(338)6850

範囲内(多摩市民の場合)

**利用方法**公式ホームページのインターネット手続きで申し込み、その後施設との面談を経て直接契約

**備考**各施設の対象年齢などの詳細は、公式ホームページ参照

▼実施施設一覧

緑ヶ丘幼稚園
富士ヶ丘幼稚園
錦秋幼稚園
諏訪幼稚園
せいとく幼稚園
文化学園大学附属すみれ幼稚園★
おだ認定こども園
おおぞら保育園
あすのき保育園
桜ヶ丘第一保育園
みどりの保育園
ピオニ第二保育園
こころプティ保育園
ゆりのき保育園★
こくま保育園★
かおり保育園★
りすのき保育園★
のびのびっこ保育園★
たまっこ

※★は令和8年度から新たに実施する施設

## 涼しい! 楽しい! ハヶ岳少年自然の家 夏期利用申し込みを開始!

爽やかな風が心地よいハヶ岳で、部屋の変更をする場合あり。詳細は、ハヶ岳少年自然の家 ☎https://www.tama-sizen.com/ 参照

**備考**申し込み人数により部屋割りを行うため、利用人数を確定の上、8時30分～午後5時30分へ

	一次募集	二次募集	三次募集
受付期間	4/24(金)～30(木)	5/10日～31日	6/1日～利用日の3日前
対象	10人以上の市民団体	5人以上の団体	2人以上の団体
宿泊日数	指定枠表の中から1つを選択。ただし枠をまたいだり、2泊の枠で1泊のみの宿泊は不可。		
備考	少年自然の家の施設および富士見町内の運動施設の予約申し込み可。申し込みが重複した場合は、5/6日に実施する抽選会・調整会に参加。		

日程	指定枠	部屋状況
7/24(金)		
25(土)	A	△
26(日)		×
27(月)	B	△
28(火)	C	○
29(水)	D	○
30(木)		×
31(金)		
8/1(土)	E	△
2(日)	F	○
3(月)	G	○
4(火)		×
5(水)		×
6(木)	H	○
7(金)		×
8(土)		×
9(日)	I	○

日程	指定枠	部屋状況
10(月)	J	○
11(祝)		
12(水)	K	○
13(木)	L	○
14(金)		
15(土)	M	○
16(日)		
17(月)	N	○
18(火)	O	○
19(水)	P	○
20(木)		
21(金)	Q	○
22(土)	R	○
23(日)		
24(月)	S	○
25(火)	T	○
26(水)		×
		×

○=空室、△=一部空室、×=満室

## 子どもたちの学校外での学びを支える制度 「たまなびパスポート」の利用が始まります!

多摩市立小・中学校に通う子どもたちが、平日に学校で授業を受ける代わりに、2つの学びのスタイルから選択した学校外での体験的な学びを授業として扱う仕組みが、4月から始まります。

全ての子どもが自分らしく学び育つことを応援していきます。

**自分に合ったスタイルで学ぼう!**

● **ラーケーション**  
平日に、生活科や総合的な学習の時間の体験活動・調べ学習として保護者などと学校外の地域や学校で学ぶ。  
(例)・家族と一緒に施設見学、イベントに参加  
・地域行事やボランティア活動に参加  
・多摩川流域や農園での自然体験 など

● **デュアルスクール** ※「デュアルスクール」は樹あわえの登録商標  
保護者と一緒に一定期間、通っている学校とは別の都外の学校で学ぶ。

デュアルスクールは富士見町と一緒に!

多摩市と友好都市である長野県富士見町は、両教育委員会でデュアルスクールの実施に当たり、互いに連携・協力していく覚書を締結しました。多摩市立小・中学校に通う子どもたちは、富士見町立小・中学校での授業に参加することができます。

**「たまなびパスポート」を利用するには**

● **利用日数は3～5日程度**  
土・日曜日、祝日、長期休業・定期考査・行事期間を除く期間に利用できます(活動に応じて日数は要相談)。

● **事前に学校へ利用申請を!**  
利用期間や学びのスタイル、学習場所・内容などを、事前に保護者の方から学校へ申請します。申請の上、家庭・地域などでの探究的・体験的な学習活動であることや、学習記録を提出することなどの要件を満たすと、授業として認められます。

**教えて! 「たまなび」**

たまなびパスポートを利用している期間の、通っている学校での学習はどうなりますか?

普段の授業を欠席したときと同様、学校に戻ったときに授業についていくのが難しくならないよう、学校と家庭で連携しサポートします。

たまなびパスポートを使いたいと思ったら、誰に相談したらいいですか?

まずは、家族に相談しましょう。やりたい活動が学校のどんな学びにつながるかや手続き方法は、先生とも相談しましょう。

☎教育指導課 ☎(338)6913・☎(337)7620